

The Seto Shinkin Bank

Report 2024

資料編

単体情報

財務諸表	1
経営指標	
主要な業務の状況を示す指標	5
預金に関する指標	6
貸出金等に関する指標	7
為替に関する指標	8
証券等に関する指標	8
その他	11
自己資本の充実の状況等について	12

連結情報

連結財務諸表	20
自己資本の充実の状況等について	24
開示項目一覧	30



財務諸表

■貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	19,534	17,265
●預 け 金	487,532	453,913
買 入 金 錢 債 権	3,844	5,671
金 錢 の 信 託	2,400	—
有 価 証 券	891,760	879,497
国 債	44,276	35,435
地 方 債	148,876	118,408
社 債	452,898	449,395
株 式	15,175	21,829
そ の 他 の 証 券	230,532	254,427
貸 出 金	1,125,715	1,132,929
割 引 手 形	7,790	7,410
手 形 貸 付	56,649	54,285
証 書 貸 付	1,002,952	1,008,013
当 座 貸 越	58,322	63,219
外 国 為 替	553	310
外 国 他 店 預 け	435	203
買 入 外 国 為 替	—	27
取 立 外 国 為 替	117	80
そ の 他 資 産	13,158	16,687
●未 決 済 為 替 貸	525	922
信 金 中 金 出 資 金	8,595	11,595
●未 収 収 益	1,825	1,970
金 融 派 生 商 品	68	15
そ の 他 の 資 産	2,143	2,182
有 形 固 定 資 産	24,183	23,821
建 物	7,655	7,325
土 地	14,119	14,188
リース 資 産	443	476
建 設 仮 勘 定	70	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,893	1,829
無 形 固 定 資 産	84	83
緑 延 税 金 資 産	6,873	5,321
●債 务 保 証 見 返	511	437
●貸 倒 引 当 金	△5,096	△5,160
(うち個別貸倒引当金)	(△3,972)	(△4,158)
資 产 の 部 合 计	2,571,055	2,530,778

預け金
他の金融機関に預けた預金です。主に信金中央金庫の普通預金、定期預金などです。

未決済為替貸
他の金融機関からの振込みなどをお客さまのお口座へ振替えたときに、相手金融機関から受け取るまでの間、一時に立替払いしたものです。

未収収益
貸出金や預け金、有価証券などの未収利息などです。

債務保証見返
お客さまの債務を保証した場合、そのお客さまに対する求償権を表したものです。

貸倒引当金
貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込んで、あらかじめ積立てたものです。貸出金などの債権を評価したものであることから資産勘定をマイナスする形式で計上しています。

未決済為替借
お客さまから振込依頼を受けたときなどに、相手金融機関に支払うまでの間、一時にお預かりしているもののです。

債務保証
お客さまに対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することによって他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。

当期末処分剰余金
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」及び「前期繰越金」等を合算したものです。

その他有価証券評価差額金
有価証券のうち「その他有価証券」を時価評価し、簿価と時価との差額である評価差額から税金相当額を控除したものです。

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	2,182,786	2,200,460
当 座 預 金	98,769	107,998
普 通 預 金	941,923	965,656
貯 蓄 預 金	7,209	6,937
通 知 預 金	3,180	4,357
定 期 預 金	1,070,475	1,058,267
定 期 積 金	51,135	47,340
そ の 他 の 預 金	10,091	9,903
讓 渡 性 預 金	7,248	7,248
借 用 金	245,732	179,100
借 入 金	245,732	179,100
外 国 為 替	0	4
売 渡 外 国 為 替	—	4
未 払 外 国 為 替	0	—
そ の 他 負 債	13,581	12,765
●未 決 済 為 替 借	656	1,180
未 払 費 用	732	1,020
給 付 補 備 備 金	16	13
未 払 法 人 税 等	416	566
前 受 収 益	364	188
払 戻 未 済 金	22	60
払 戻 未 済 持 分	9	10
金 融 派 生 商 品	44	4
リース 債 務	485	524
資 産 除 去 債 務	196	200
そ の 他 の 負 債	10,634	8,994
賞 与 引 当 金	937	933
役 員 賞 与 引 当 金	20	25
退 職 給 付 引 当 金	7,353	7,365
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	198	217
睡 眠 預 資 金 払 戻 損 失 引 当 金	151	149
偶 発 損 失 引 当 金	80	124
●債 务 保 証	511	437
負 債 の 部 合 計	2,458,602	2,408,832
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,209	1,168
普 通 出 資 金	1,209	1,168
利 益 剰 余 金	124,193	127,555
利 益 準 備 金	1,209	1,209
そ の 他 利 益 剰 余 金	122,983	126,345
特 別 積 立 金	112,000	112,000
(うち固定資産圧縮積立金)	(818)	(818)
●当期末処分剰余金	10,983	14,345
当 期 純 利 益	2,900	3,422
会 員 勘 定 合 計	125,402	128,723
●そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△12,949	△6,777
評 価・換 算 差 額 等 合 計	△12,949	△6,777
純 資 産 の 部 合 計	112,452	121,946
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,571,055	2,530,778

■ 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
経 常 収 益	21,636	21,497
●資金運用収益	18,837	18,925
貸出金利息	10,230	10,099
預け金利息	492	479
有価証券利息配当金	7,882	8,108
その他の受入利息	232	237
●役務取引等収益	2,217	2,204
受入為替手数料	736	735
その他の役務収益	1,480	1,468
その他業務収益	358	251
外国為替売買益	60	52
商品有価証券売買益	0	—
国債等債券売却益	110	0
その他の業務収益	186	199
その他経常収益	223	115
●償却債権取立益	16	37
株式等売却益	168	57
金銭の信託運用益	4	3
その他の経常収益	34	16
経 常 費 用	17,808	16,756
●資金調達費用	376	536
預 金 利 息	374	538
給付補償金繰入額	10	7
譲渡性預金利息	1	1
金利スワップ支払利息	0	0
その他の支払利息	△ 10	△ 11
●役務取引等費用	1,133	1,166
支払為替手数料	91	89
その他の役務費用	1,042	1,077
その他業務費用	9	321
国債等債券売却損	4	317
その他の業務費用	5	4
経 費	14,656	14,405
人 件 費	9,476	9,340
物 件 費	4,654	4,569
税 金	526	495
その他経常費用	1,631	326
貸倒引当金繰入額	1,341	128
株式等売却損	158	8
株式等償却	—	20
その他資産償却	0	—
その他の経常費用	131	168
経 常 利 益	3,828	4,741
特 別 利 益	214	0
固定資産処分益	214	0
特 別 損 失	53	25
固定資産処分損	53	0
●減損損失	—	25
税引前当期純利益	3,989	4,715
法人税、住民税及び事業税	1,067	1,317
●法人税等調整額	22	△ 23
法 人 税 等 合 計	1,089	1,293
当 期 純 利 益	2,900	3,422
繰越金(当期末残高)	8,083	10,923
当期末処分剰余金	10,983	14,345

■ 損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 20 百万円
子会社との取引による費用総額 80 百万円
3. 出資1口当たり当期純利益 1,446 円 85 銭
4. 当金庫は、地区内の営業用店舗1件の土地建物について減損損失(25,279千円)を特別損失として計上しております。当該営業用店舗は、収益性の低下等により資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。なお、営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグループ化しております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、2,163百万円であります。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。
7. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは、金利がマイナスの取引を約定したことにより、純額でマイナスになったことによるものです。

■ 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
当期末処分剰余金	10,983	14,345
繰越金(当期末残高)	8,083	10,923
当期純利益	2,900	3,422
積立金取崩額	—	—
剩 余 金 処 分 額	59	46
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	(年 5%) 59 (普通配当 4%、記念配当 1%)	(年 4%) 46
特 別 積 立 金	—	—
繰越金(当期末残高)	10,923	14,299

令和6年6月14日開催の第82期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書などの計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け適正、適法に作成されている旨の報告を受けております。本誌記載の、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書は上記の計算書類等に基づいて作成しております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月14日

瀬戸信用金庫

理事長

成田順一

資金運用収益
貸出金や有価証券利息など、資金を運用して得た収益です。

役務取引等収益
振込手数料や公共債・投資信託の窓口に伴う手数料など、お客様にサービスを提供することにより受け入れられた収益です。

償却債権取立益
過去に償却した貸出金を回収したものです。

資金調達費用
資金を調達するために支払った費用で、大部分は預金利息です。

役務取引等費用
お客様にサービスを提供する一環として他機関等から受けた役務の対価として支払う手数料等の費用です。

減損損失
固定資産の減損会計の適用により、収益性が低下している対象資産の帳簿価額を引き下げ、損失計上したものです。

法人税等調整額
税効果会計の適用により当期に発生した税金の調整額です。繰延税金資産及び負債の前期と当期の差額を計上したもので

財務諸表

■ 貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式についても移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備及び構築物については定額法））を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 4年～50年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同一の状況にある債務者（以下「實質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の区分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、（債権額から担保の区分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下とおり計上しております。）
(1) 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部を会計管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は381百万円であります。
9. 奨賞引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にに基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、數理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各生産年度の職員の平均残勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ生産年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の構立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の構立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △89,255百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分） 1.2331%
- (3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金233百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛け金の額は、予め定められた掛け金率を掛け出し時の標準給与との額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 免費損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 貸出金の一部につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する振当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相關関係があったかどうかを確認することで判定しております。
16. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として受取する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外國為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点に収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年を超える取引はありません。
17. 有形固定資産に係る控除対外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
18. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。
- (1) 計算書類に計上した金額
貸倒引当金 5,160百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
（見積りの金額の算出方法）
貸倒引当金の算定方法は、注記事項8に記載しております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

- ①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をおいております。
- ②正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をおいております。

(翌年度の計算書類に与える影響)

- 債務者区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む。）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	一百百万円
20. 子会社の株式総額	25百万円
21. 子会社に対する金銭債権総額	967百万円
22. 子会社に対する金銭債権総額	3,447百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額	25,711百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額	21百万円
25. 貸借対照表に記した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	
26. 信用金庫及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、国外為替、その他の資産中の未利回り及び仮払金並びに債務保証返済の勘定に計上されるものが主に記載されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,582百万円
危険債権額	24,324百万円
三月以上延滞債権額	一千万円
貸出条件緩和債権額	92百万円
合計額	29,998百万円

破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又是利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付替手形等、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,437百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券 222,721百万円

担保資産に対応する債務

預 金 1,246百万円

借 用 金 179,100百万円

上記のほか、為替決済、手形交換所等の担保として、預け金71,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金21百万円を差入れております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 52,196円14銭

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

金融商品に關わる金利リスク／為替リスク／ヘッジ手段の一つとして通貨スワップ取引／為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに關わる場合は、資金証券部・リスク管理部において、信用リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会で報告・協議を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しております。リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 为替リスクの管理

当金庫は為替の変動リスクに關わる、持高管理をするとともに為替予約、通貨スワップ等を利用して、個別案件ごとの管理も行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これら的情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借用金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で20,027百万円であります。

なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを行っており、また、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等に関する事項においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、外國為替（資産・負債）は、短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	453,913	452,293	△ 1,619
(2) 買入金銭債権	5,671	5,656	△ 15
(3) 有価証券			
その他有価証券（*1）	879,260	879,260	—
(4) 貸出金	1,132,929		
貸倒引当金（*2）	△ 5,160		
	1,127,769	1,115,254	△ 12,514
金融資産計	2,466,614	2,452,465	△ 14,149
(1) 預金積金	2,200,460	2,200,986	525
(2) 譲渡性預金	7,248	7,250	1
(3) 借用金	179,100	179,100	—
金融負債計	2,386,809	2,387,336	527
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	11	11	—

（*1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日第24-9号）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対する一般貸倒引当金及び特別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債は、計算上してデリバティブ取引を括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた時の債権・債務は計算額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に応じて市場参加者からリスクの対価を求められるなどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証付預金債権は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から35.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先・実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借用金

一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における替相場により円換算した評価差額によっております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式（*1）	25
非上場株式（*1）	186
組合出資金（*2）	25
合計	237

（*1）子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和3年3月31日第5項に趣旨、時価開示の対象としておりません）。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第3号「会計の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません）。

33. 令和6年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下35.まで同様であります。

その他の有価証券

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	20,658	12,388	8,270
債券	134,894	133,960	933
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	16,628 44,211 74,054 60,429 215,982	16,526 43,855 73,579 53,827 200,176	101 356 475 6,602 15,806
合計	468,345	482,345	△ 14,000
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	18,807 74,197 375,340 193,972 663,277	20,374 78,197 383,773 205,129 688,508	△ 1,567 △ 4,000 △ 8,432 △ 11,157 △ 25,231
合計	879,260	888,684	△ 9,424

34. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	130	1	8
債券	17,980	—	316
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	17,980	—	316
その他	1,088	56	—
合計	19,200	57	324

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することとしております。

当事業年度における減損処理額は、株式20百万円であります。

減損処理にあたっては、時価のある有価証券について、当事業年度末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合において、当該下落が著しい下落に該当する場合には時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

36. 当座貸越契約及び貸付金によるコミットメントローン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は74,859百万円であります。

なお、これらの契約の多くは必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産の純額	
項目	金額	金額	
その他の有価証券評価差額	2,647	固定資産圧縮積立額	222
退職給付引当金	2,039	資産除去債務	11
個別貸倒引当金及び貸出金	1,050		
減損損失	401		
賞与引当金	258		
減価償却費	154		
役員退職慰労引当金	60		
有価証券減損	42		
その他	436		
繰延税金資産小計	7,090		
評価性引当額	△ 1,535		
繰延税金資産合計	5,555	繰延税金負債合計	233
		5,321	

38. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しております。当事業年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 42百万円

主要な業務の状況を示す指標

■ 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務純益 百万円	3,450	3,456	4,852	5,079	5,160
コア業務純益 百万円	2,928	3,445	4,961	5,253	5,356
経常収益 百万円	23,772	21,227	22,020	21,636	21,497
経常利益 百万円	2,719	3,218	4,710	3,828	4,741
当期純利益 百万円	1,840	3,061	3,317	2,900	3,422
出資総額 百万円	1,200	1,209	1,209	1,209	1,168
出資総口数 千口	2,400	2,419	2,419	2,418	2,336
純資産額 百万円	120,610	129,532	124,228	112,452	121,946
総資産額 百万円	2,380,374	2,514,070	2,570,838	2,571,055	2,530,778
預金積金残高 百万円	2,097,386	2,132,160	2,161,530	2,182,786	2,200,460
貸出金残高 百万円	1,005,989	1,081,458	1,098,367	1,125,715	1,132,929
有価証券残高 百万円	750,622	780,172	888,333	891,760	879,497
単体自己資本比率 %	12.44	12.96	12.48	12.28	12.29
出資に対する配当金(出資1口当たり) 円	20	20	20	25	20
役員数 人	14	15	14	15	14
うち常勤役員数 人	12	13	12	13	12
職員数 人	1,247	1,255	1,236	1,196	1,159
会員数 人	60,872	61,970	61,370	60,460	57,599

(注) 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づいて算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

*2019年5月1日元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	18,462	18,389
資金運用収益	18,837	18,925
資金調達費用	375	536
役務取引等収支	1,083	1,038
役務取引等収益	2,217	2,204
役務取引等費用	1,133	1,166
その他業務収支	348	△69
その他業務収益	358	251
その他業務費用	9	321
業務粗利益	19,894	19,357
業務粗利益率	0.78%	0.76%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度 0百万円、令和5年度 0百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	5,079	5,160
実質業務純益	5,359	5,039
コア業務純益	5,253	5,356
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	5,137	5,356

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,539,719	18,837	0.74
うち貸出金	2,523,536	18,925	0.74
うち預け金	1,102,322	10,230	0.92
うち商品有価証券	1,117,656	10,099	0.90
うち有価証券	531,316	492	0.09
うち預金	471,198	479	0.10
うち商品	—	—	—
うち有価証券	—	—	—
うち預金	—	—	—
資金調達勘定	2,445,270	375	0.01
うち預金	2,423,617	536	0.02
うち預金	2,188,736	384	0.01
うち預金	2,189,023	546	0.02
うち預金	7,278	1	0.02
うち預金	7,248	1	0.02
うち預金	235,986	—	0.00
うち預金	215,555	—	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度 7,265百万円、令和5年度 6,692百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度 3,802百万円、令和5年度 2,150百万円)及び利息(令和4年度 4百万円、令和5年度 3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 利鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	0.74	0.74
資金調達原価率	0.60	0.61
総資金利鞘	0.13	0.13

■ 利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.14	0.18
総資産当期純利益率	0.11	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

		残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	令和4年度	543	△ 595	△ 51
	令和5年度	333	△ 246	87
う ち 貸 出 金	令和4年度	117	△ 343	△ 226
	令和5年度	138	△ 270	△ 131
う ち 預 け 金	令和4年度	△ 94	△ 129	△ 224
	令和5年度	△ 61	48	△ 12
うち商品 有価証券	令和4年度	△ 0	—	△ 0
	令和5年度	—	—	—
うち有価 証券	令和4年度	500	△ 107	392
	令和5年度	247	△ 20	226
う ち そ の 他	令和4年度	21	△ 14	6
	令和5年度	8	△ 3	5
支 払 利 息	令和4年度	27	△ 177	△ 149
	令和5年度	1	159	160
う ち 預金積金	令和4年度	3	△ 145	△ 141
	令和5年度	0	161	161
う ち 譲渡性預金	令和4年度	△ 0	0	△ 0
	令和5年度	△ 0	0	0
う ち 借 用 金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
う ち そ の 他	令和4年度	24	△ 31	△ 7
	令和5年度	1	△ 2	△ 0

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
外国為替売買損益	60	52
商品有価証券売買損益	0	—
国債等債券関係損益	106	△ 316
金融派生商品関係損益	—	—
そ の 他	181	194
合 計	348	△ 69

■ 経費の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
人 件 費	9,476	9,340
報酬給料手当	7,278	7,253
退職給付費用	1,024	943
そ の 他	1,173	1,143
物 件 費	4,654	4,569
事 務 費	1,800	1,833
固 定 資 産 費	1,077	1,060
事 業 費	381	373
人 事 厚 生 費	182	141
減 価 償 却 費	902	842
そ の 他	309	317
税 金	526	495
合 計	14,656	14,405

預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	1,039,605	1,069,724
うち有利息預金	871,887	897,751
定期性預金	1,148,028	1,118,350
うち固定金利定期預金	1,025,608	1,002,864
うち変動金利定期預金	66,171	67,028
その他の預金	1,102	949
計	2,188,736	2,189,023
譲渡性預金	7,278	7,248
合 計	2,196,015	2,196,271

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. その他の預金=外貨預金+非居住者円預金

4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 預金者別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度末	令和5年度末
	預金残高構成比	預金残高構成比
個 人	1,545,877 (70.82)	1,548,467 (70.37)
法 人	440,566 (20.18)	464,521 (21.12)
金 融 機 関	571 (0.03)	347 (0.02)
公 金	195,770 (8.97)	187,124 (8.50)
合 計	2,182,786 (100.00)	2,200,460 (100.00)

■ 会員・会員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
会 員 預 金	599,734	606,077
会 員 外 預 金	1,583,052	1,594,383
合 計	2,182,786	2,200,460

■ 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
一 般 財 形	222	208
財 形 年 金	53	49
財 形 住 宅	36	35
合 計	311	294

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
定 期 預 金	1,070,475	1,058,267
固定金利定期預金	1,004,044	991,561
変動金利定期預金	66,431	66,706
そ の 他	0	0

貸出金等に関する指標

■ 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	54,918	55,284
証書貸付	992,125	1,003,801
当座貸越	47,918	51,902
割引手形	7,359	6,667
合計	1,102,322	1,117,656

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
貸出金	1,125,715	1,132,929
うち変動金利	367,187	409,943
うち固定金利	758,528	722,986

■ 預貸率

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
貸出金(A)	1,125,715	1,132,929
預金積金(B)	2,190,034	2,207,709
預貸率(A/B)	51.40%	51.31%
期中平均	50.19%	50.88%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
会員貸出金	830,737	835,174
会員外貸出金	294,977	297,755
合計	1,125,715	1,132,929

■ 貸出金業種別内訳

	令和4年度末			令和5年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	2,256	130,003	(11.54)	2,158	132,079	(11.65)
農業、林業	5	60	(0.00)	4	65	(0.00)
鉱業、採石業、砂利採取業	16	3,112	(0.27)	16	2,828	(0.24)
建設業	3,643	96,425	(8.56)	3,742	97,797	(8.63)
電気・ガス・熱供給・水道業	10	21,056	(1.87)	14	18,811	(1.66)
情報通信業	178	4,448	(0.39)	184	4,503	(0.39)
運輸業、郵便業	309	18,261	(1.62)	303	18,871	(1.66)
卸売業、小売業	2,468	105,722	(9.39)	2,465	103,792	(9.16)
金融業、保険業	70	45,668	(4.05)	70	47,332	(4.17)
不動産業	1,415	105,137	(9.33)	1,419	106,246	(9.37)
物品賃貸業	48	6,121	(0.54)	47	5,942	(0.52)
学術研究、専門・技術サービス業	473	13,956	(1.23)	472	14,029	(1.23)
宿泊業	10	2,283	(0.20)	10	2,296	(0.20)
飲食業	943	12,073	(1.07)	940	11,853	(1.04)
生活関連サービス業、娯楽業	387	12,810	(1.13)	396	11,639	(1.02)
教育、学習支援業	103	2,626	(0.23)	107	3,232	(0.28)
医療、福祉	551	23,754	(2.11)	561	23,293	(2.05)
その他サービス	1,596	32,357	(2.87)	1,612	32,201	(2.84)
小計	14,481	635,881	(56.48)	14,520	636,817	(56.20)
地方公共団体	15	236,009	(20.96)	13	237,270	(20.94)
個人	20,765	253,823	(22.54)	20,555	258,842	(22.84)
合計	35,261	1,125,715	(100.00)	35,088	1,132,929	(100.00)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 国外向け貸出金は国内向け貸出金と同様に業種別に区分し計数に含めております。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度 1,124	1,124	—	844	1,124
	令和5年度 1,002	—	—	1,124	1,002
個別貸倒引当金	令和4年度 3,256	3,972	345	2,910	3,972
	令和5年度 3,972	4,158	64	3,907	4,158
合計	令和4年度 4,100	5,096	345	3,754	5,096
	令和5年度 5,096	5,160	64	5,032	5,160

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和4年度末	令和5年度末
住宅ローン残高	243,366	247,073
消費者ローン残高	10,457	11,769

■ 貸出金及び債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
当金庫預金積金	8,169	7,510	144	161
有価証券	158	181	—	—
不動産	179,982	187,614	11	3
その他	399	399	288	216
計	188,709	195,705	444	382
信用保証協会・信用保証	254,598	241,781	24	24
信託	275,689	255,437	42	30
信用	406,719	440,006	0	0
合計	1,125,715	1,132,929	511	437

■ 代理貸付の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度末		令和5年度末	
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
信金中央金庫	—	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1	1	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,907	3,342	—	—
独立行政法人 福祉医療機構(年金併せ算)	117	92	—	—
独立行政法人 福祉医療機構(医療貸付)	57	19	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—	—	—
合計	4,084	3,455	—	—

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度末		令和5年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	412,851	(36.67)	421,209	(37.17)
運転資金	712,863	(63.32)	711,720	(62.82)

合計	1,125,715	(100.00)	1,132,929	(100.00)

(単位:先、百万円、%)

為替に関する指標

■ 外国為替取扱高

(単位: 千米ドル)

	令和4年度	令和5年度
貿易	164,566	136,025
貿易外	46,369	46,723
合計	210,935	182,748

■ 内国為替取扱高

(単位: 千件、百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
振込	仕向為替	2,924	1,778,562	2,947
	被仕向為替	3,862	2,120,120	3,912
代金取立	仕向為替	115	162,320	105
	被仕向為替	90	137,144	83
合計		6,991	4,198,146	7,047
				4,418,116

証券等に関する指標

■ 商品有価証券期末残高・平均残高

(単位: 百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商品国債	—	—	—	—
商品地方債	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

■ 公共債引受額

(単位: 百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合計	—	—

■ 有価証券期末残高・平均残高

(単位: 百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	44,276	51,902	35,435	43,456
地方債	148,876	158,181	118,408	140,246
社債	452,898	441,127	449,395	470,363
株式	15,175	13,924	21,829	13,688
外国証券	186,573	187,666	207,691	214,151
その他証券	43,959	39,691	46,736	38,678
合計	891,760	892,493	879,497	920,584

■ 公共債窓販実績

(単位: 百万円)

	令和4年度	令和5年度
国債	—	—
個人向け国債	159	693
地方債	—	—
合計	159	693

■ 預証率

(単位: 百万円)

	令和4年度末		令和5年度末	
	有価証券(A)	預金積金(B)	有価証券(A)	預金積金(B)
預証率(A/B)	40.71%	39.83%		
期中平均	40.64%	41.91%		

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ ディーリング実績・公共債

(単位: 百万円)

	令和4年度	令和5年度
長期国債	—	—
中期国債	—	—
地方債	200	—
その他	—	—
合計	200	—

■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位: 百万円)

	令和4年度末								令和5年度末							
	合計	1年以下 3年以下	1年超 5年以下	3年超 7年以下	5年超 10年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定めのないもの	合計	1年以下 3年以下	1年超 5年以下	3年超 7年以下	5年超 10年以下	7年超 10年以下	10年超 期間の定めのないもの		
国債	44,276	15,674	15,311	—	—	13,290	—	35,435	12,583	2,533	—	—	—	—	20,318	—
地方債	148,876	37,798	36,317	11,311	8,810	18,695	35,942	—	118,408	19,278	22,867	8,864	13,364	22,337	31,695	—
社債	452,898	34,785	71,741	144,574	92,853	68,305	37,402	3,236	449,395	38,229	90,021	131,113	71,219	76,302	37,199	5,310
株式	15,175	—	—	—	—	—	15,175	21,829	—	—	—	—	—	—	—	21,829
外国証券	186,573	6,893	11,335	26,759	15,984	12,165	21,236	92,197	207,691	5,038	15,040	35,389	10,886	17,100	16,669	107,566
その他証券	43,959	102	121	—	276	59	—	43,399	46,736	141	13	389	61	10	—	46,118

■ 有価証券の時価情報

※貸借対照表の「商品有価証券」「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はございません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えるもの	株式	9,710	7,431	2,278	20,658	12,388	8,270
	債券	223,600	221,466	2,133	134,894	133,960	933
	国債	33,368	32,894	474	16,628	16,526	101
	地方債	73,740	72,952	788	44,211	43,855	356
	社債	116,491	115,620	871	74,054	73,579	475
	その他	56,710	51,585	5,125	60,429	53,827	6,602
	小計	290,022	280,484	9,537	215,982	200,176	15,806
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えないもの	株式	5,254	6,087	△ 833	960	1,033	△ 72
	債券	422,451	433,895	△ 11,444	468,345	482,345	△ 14,000
	国債	10,908	11,803	△ 895	18,807	20,374	△ 1,567
	地方債	75,135	77,845	△ 2,709	74,197	78,197	△ 4,000
	社債	336,407	344,246	△ 7,838	375,340	383,773	△ 8,432
	その他	173,801	188,234	△ 14,432	193,972	205,129	△ 11,157
	小計	601,507	628,217	△ 26,710	663,277	688,508	△ 25,231
合計		891,529	908,701	△ 17,172	879,260	888,684	△ 9,424

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「その他」は、ユーロ円債、投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社株式

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

		令和4年度末		令和5年度末	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式		25		25	
非上場株式		186		186	
組合出資金		20		25	
合計		231		237	

■ 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	時価	差額	令和4年度末		令和5年度末			
			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの
2,400	2,399	△ 0	0	0	△ 0	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

3. その他の金銭の信託

その他の金銭の信託はございません。

■ デリバティブ取引

1. 金利関連取引

金利スワップ取引はございません。

2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

		令和4年度 契約額等	令和5年度 契約額等	
店頭	為替予約	売建	1,413	176
		買建	1,983	610

(注) 1. 為替予約の時価及び評価損益につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

2. 為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。

3. その他のデリバティブ取引

その他のデリバティブ取引はございません。

■ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、預け金、買入金銭債権、預金積金等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】私募債、仕組債、貸出金、借用金等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

1. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(その他有価証券)	71,918	723,283	53,225	848,427
うち株式	21,578	40	—	21,618
国債	35,435	—	—	35,435
地方債	—	118,408	—	118,408
社債	—	448,363	1,032	449,395
その他の証券 ^{(*)1}	14,904	156,471	52,193	223,569
金融資産計	71,918	723,283	53,225	848,427
デリバティブ取引 ^{(*)2}	—	11	—	11
デリバティブ取引計	—	11	—	11

* 1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は30,832百万円であります。

* 2：その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

* 3：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

2. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預け金	—	448,462	3,830	452,293
買入金銭債権	—	4,875	781	5,656
貸出金	—	—	1,115,254	1,115,254
金融資産計	—	453,338	1,119,866	1,573,204
預金積金	—	2,200,986	—	2,200,986
譲渡性預金	—	7,250	—	7,250
借用金	—	—	179,100	179,100
金融負債計	—	2,208,236	179,100	2,387,336

* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

* 2：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。なお、本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

その他

役職員数の推移

(人員：人、年齢：才)

年 月	常勤役職員数								合 計	
	役 員	職 員								
		平均年齢	男 子	平均年齢	女 子	平均年齢	小 計	平均年齢		
令和4年3月末	12	62.9	773	42.8	463	36.2	1,236	40.3	1,248 40.6	
令和5年3月末	13	61.8	745	43.7	451	37.3	1,196	41.3	1,209 41.5	
令和6年3月末	12	62.3	731	44.4	428	38.1	1,159	42.1	1,171 42.3	

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	311

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」233百万円、「賞与」24百万円、「退職慰労金」53百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号、第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	125,342	128,677
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,209	1,168
うち、利益剰余金の額	124,193	127,555
うち、外部流出予定額 (△)	59	46
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,124	1,002
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,124	1,002
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	126,466	129,680
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	84	83
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	84	83
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	84	83
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (口)] (ハ)	126,382	129,596
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	992,076	1,016,634
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 15,492	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 15,492	△ 14,063
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,330	37,045
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,028,407	1,053,679
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (二)]	12.28%	12.29%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等について

2. 定性的・定量的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は地域のお客さまからの出資金及び過去からの利益の積立てである利益剰余金等から構成されています。自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
瀬戸信用金庫	普通出資	1,168百万円

(2) 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

① 自己資本の充実度について

当金庫の自己資本比率は令和6年3月末現在で12.29%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

② 将来の自己資本充実策について

年度ごとに掲げる事業収支計画の達成により、そこから得られる利益を積上げ資本を充実させることを第一義的な施策として考えております。

○自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	992,076	39,683	1,016,634	40,665
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	900,290	36,011	913,100	36,524
①外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
②地方公共団体金融機関向け	909	36	908	36
③我が国の政府関係機関向け	1,752	70	1,558	62
④地方三公社向け	1,376	55	1,266	50
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,000	2,960	74,760	2,990
⑥法人等向け	382,939	15,317	384,353	15,374
⑦中小企業等向け及び個人向け	178,027	7,121	175,210	7,008
⑧抵当権付住宅ローン	16,124	644	19,083	763
⑨不動産取得等事業向け	102,192	4,087	102,896	4,115
⑩三月以上延滞等	302	12	214	8
⑪取立未済手形	105	4	184	7
⑫信用保証協会等による保証付	6,244	249	6,921	276
⑬出資等	21,233	849	21,826	873
出資等のエクスポージャー	21,233	849	21,826	873
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
⑭上記以外	114,882	4,595	123,715	4,948
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものに係るエクspoージャー	69,664	2,786	72,309	2,892
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	12,463	498	19,219	768
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	32,754	1,310	32,186	1,287
2) 証券化エクspoージャー	3,970	158	4,293	171
証券化 STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	3,970	158	4,293	171
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	103,236	4,129	113,292	4,531
ルック・スルー方式	103,236	4,129	113,292	4,531
マンテート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 15,492	△ 619	△ 14,063	△ 562
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	72	2	9	0
7) 中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,330	1,453	37,045	1,481
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	1,028,407	41,136	1,053,679	42,147

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

4. オペレーション・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」を定め、広く役職員に理解と遵守を促しています。また、信用リスク管理の基本方針や手続き等について「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理を徹底しております。

また、小口多数によるリスク分散を基本方針とするとともに、信用格付別や自己査定による債務者区別別、業種別、地区別など、さまざまな角度からのポートフォリオ管理や計測モデルを用いて信用リスク量を計測するなど、適切なリスク管理に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

審査・与信管理にあたっては、営業推進部門、審査部門、与信監査部門を独立させることで、相互牽制が働く態勢としております。

②標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

①株式会社格付投資情報（R&I）

②株式会社日本格付研究所（JCR）

③ムーティーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）

・カントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険を使用しております。

・投資信託（ファンド）については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しております。

○エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は、以下のとおりです。

・法人等向けエクスポージャー

①株式会社格付投資情報センター（R&I）

②株式会社日本格付研究所（JCR）

③ムーティーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

a. 国内企業及び国外企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。

両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。

b. 上記以外の債券等は、①②③を参照。

・金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー

株式会社日本貿易保険のカントリー・リスク・スコア

・投資信託（ファンド）に含まれるエクspoージャー

運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイト

○信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高（地域別、業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高				三月以上延滞 エクspoージャー		
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引		
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
国 内	内	2,622,954	2,506,580	1,401,209	1,356,959	655,362	616,306	102 23
国 外	外	98,924	104,685	88	—	98,414	104,382	— —
地 域 別 合 計		2,721,878	2,611,265	1,401,297	1,356,959	753,776	720,688	102 23
製 造 業		274,028	281,501	131,036	133,154	138,412	143,772	7 0
農 業 、 林 業		78	81	78	81	—	—	— 2
鉱業、採石業、砂利採取業		3,812	3,529	3,112	2,828	700	700	— 5
建 設 業		118,841	121,272	105,520	106,940	12,696	13,697	— 37
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		155,108	137,472	21,120	18,872	130,212	114,854	— 4
情 報 通 信 業		11,616	10,600	4,620	4,672	5,702	4,901	— 1
運 輸 業 、 郵 便 業		74,079	72,381	18,485	19,233	51,959	49,510	— 126
卸 売 業 、 小 売 業		127,040	132,647	107,246	105,475	19,050	26,439	27 1 75 857
金 融 業 、 保 険 業		484,157	494,662	46,169	47,838	157,976	163,800	67 21
不 動 産 業		139,537	142,249	114,921	115,261	20,020	21,310	— 62
物 品 賃 貸 業		23,652	25,884	6,124	5,945	17,144	19,541	— —
学術研究、専門・技術サービス業		14,161	14,257	13,453	13,550	707	706	— —
宿 泊 業		2,301	2,308	2,289	2,296	—	—	— —
飲 食 業		13,910	13,130	13,310	13,130	599	—	1 0
生活関連サービス業、娯楽業		14,662	13,317	14,045	12,899	600	400	— —
教 育 、 学 習 支 援 業		2,852	3,523	2,852	3,423	—	100	— —
医 療 、 福 祉		26,086	25,550	25,986	25,450	100	100	— —
そ の 他 の サ ー ビ ス		36,581	36,052	35,090	35,060	1,396	899	— 3 2
国・地方公共団体等		922,366	800,860	510,879	460,332	196,496	159,953	— —
個 人		222,420	227,956	222,420	227,956	—	—	11 13
そ の 他		54,582	52,022	2,534	2,552	—	—	— —
業 種 别 合 計		2,721,878	2,611,265	1,401,297	1,356,959	753,776	720,688	102 23
1 年 以 下		395,998	321,937	138,438	138,130	94,823	75,140	102 23
1 年 超 3 年 以 下		264,017	278,229	61,609	57,096	134,119	130,562	— —
3 年 超 5 年 以 下		262,277	291,999	67,722	69,935	182,925	176,961	— —
5 年 超 7 年 以 下		184,385	220,281	60,312	120,827	119,772	97,454	— —
7 年 超 10 年 以 下		358,067	334,486	253,253	207,996	102,814	119,490	— —
10 年 超		678,221	669,794	543,400	538,215	115,820	115,579	— —
期間の定めのないもの		578,906	494,531	276,560	224,758	3,500	5,500	— —
そ の 他		3	4	—	—	—	—	— —
残 存 期 間 别 合 計		2,721,878	2,611,265	1,401,297	1,356,959	753,776	720,688	102 23

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令 和 4 年 度	844	1,124	—	844 1,124
	令 和 5 年 度	1,124	1,002	—	1,124 1,002
個別貸倒引当金	令 和 4 年 度	3,256	3,972	345	2,910 3,972
	令 和 5 年 度	3,972	4,158	64	3,907 4,158
合 計	令 和 4 年 度	4,100	5,096	345	3,754 5,096
	令 和 5 年 度	5,096	5,160	64	5,032 5,160

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

自己資本の充実の状況等について

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	813	859	1,070	813	813	859	—	—
農業、林業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	1	1	1	2	—	—
建設業	328	319	334	328	328	319	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	4	—	—	—	4	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	38	133	6	38	38	133	—	—
卸売業、小売業	1,121	1,125	188	1,121	1,121	1,125	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	257	251	254	257	257	251	—	—
物品賃貸業	22	91	19	22	22	91	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	1	—	—	—	1	—	—
宿泊業	1,176	1,148	1,174	1,176	1,176	1,148	—	—
飲食業	23	35	11	23	23	35	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	2	5	5	5	2	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	—	—
医療、福祉	2	4	2	2	2	4	—	—
その他のサービス	172	170	174	172	172	170	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	4	3	5	4	4	3	—	—
その他	—	—	1	—	—	—	—	—
合計	3,972	4,158	3,256	3,972	3,972	4,158	—	—

(注) 1. 当金庫は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金に対する個別貸倒引当金を記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	499	1,122,757	—	969,480
10%	—	89,071	—	93,915
20%	94,971	349,691	123,167	373,992
35%	—	38,404	—	45,817
50%	324,457	18,403	304,941	1,574
75%	—	232,471	—	234,856
100%	14,080	416,734	11,342	427,332
150%	—	146	—	118
250%	—	20,187	—	24,726
1250%	—	—	—	—
合計	2,721,878	—	2,611,265	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、当金庫は、信用リスクを軽減するため、融資案件によっては、不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な保証には、政府保証等と、保証基金、信販会社、損害保険会社等の民間保証があります。民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	8,521	7,757	31,923	29,102	—	—	—	—
①外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	1,000	1,000	—	—	—	—
②地方公共団体金融機関向け	—	—	3,419	917	—	—	—	—
③我が国の政府関係機関向け	—	—	7,629	4,896	—	—	—	—
④地方三公社向け	—	—	1,607	1,506	—	—	—	—
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥法人等向け	4,378	3,897	887	376	—	—	—	—
⑦中小企業等向け及び個人向け	3,283	3,017	17,377	18,837	—	—	—	—
⑧抵当権付住宅ローン	—	—	—	1,567	—	—	—	—
⑨不動産取得等事業向け	859	842	—	—	—	—	—	—
⑩3月以上延滞等	—	—	1	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引については、原則ヘッジ目的とし、ヘッジ目的以外で実施する場合は、その目的及び管理方針・手続等について、経営会議等の承認を受け行う方針としております。

お客様の外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えするため、外国為替関連取引として為替先物予約取引を行っており、また当金庫がその取引のリスクをヘッジする目的にも、同取引を行っております。

派生商品取引には、市場の変動により、損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスク取引への対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が受けけるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引(為替先物予約取引)については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定、必要に応じて担保を徴求するなど、適切な保全措置を講じております。

その他、長期決済期間取引は該当ありません。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクspoージャー方式	カレントエクspoージャー方式
グロス再構築コストの額	68	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派 生 商 品 取 引	102	23	102	23
外 国 為 替 関 連 取 引	102	23	102	23
合 計	102	23	102	23

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

自己資本の充実の状況等について

(6) 証券化工クスポートージャーに関する事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券等に組み替え、第三者に売却して流動化する取引をいい、証券化工クスポートージャーとは証券化取引に係るエクスポートージャーをいいます。

一般的には、証券化取引における原資産の保有者であるオリジネーターと、証券化工クスポートージャーを含む金融商品等に投資する投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーター業務は原則行わない方針としており、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

投資家としての証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めることとしております。また、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化工クスポートージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化工クスポートージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化工クスポートージャーに関する投資適格性の調査やモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化工クスポートージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経たうえで、「資金運用基準」及び「融資審査権限規程」に定める決裁権限規定により最終決定することとしております。

また、保有している証券化工クスポートージャーについては、資金運用部門において当該証券化工クスポートージャー及びその裏付資産に係る情報を当該証券化工クスポートージャーを購入した信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

④ 証券化工クスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑤ 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化工クスポートージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化工クスポートージャーを保有しておりません。

⑥ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

⑦ 証券化工クスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化工クスポートージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

①株式会社格付投資情報センター(R&I)

②株式会社日本格付研究所(JCR)

③ムードィーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

- 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。
- 上記以外の債券等は、①②③を参照。

● オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項)

証券化工クスポートージャーに関する事項はございません。

● 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートージャーに関する事項)

○ 保有する証券化工クスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化工クスポートージャー(再証券化工クスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートージャーの額	11,565	—	11,712	—
法人向けローン	11,565	—	11,712	—

②再証券化工クスポートージャーの保有はございません。

○ 保有する証券化工クスポートージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化工クスポートージャー(再証券化工クスポートージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポートージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引
15%～50%未満	9,865	—	9,211	—	111	—	114	—
50%～100%未満	1,700	—	2,500	—	47	—	57	—
合 計	11,565	—	11,712	—	158	—	171	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポートージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化工クスポートージャーの保有はございません。

● 保有する再証券化工クスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項

保有する再証券化工クスポートージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) オペレーション・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーション・リスクを「当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーション・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）は可能な限り回避すべきリスクとして、管理体制や管理方針を定め、リスクを認識・評価し、リスクの顕在化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーション・リスクのうち事務リスクについては、定期的な自主点検を実施するなど、常に事務リスク発生の危険度を把握し、事故の未然防止に万全の態勢をとっております。また、担当部署で事務リスクに関する情報の共有化を図り、必要に応じて隨時、有効な対策を講じております。

システムリスクについては、基幹系システムは（一社）しんきん共同センターに外部委託し、ネットワークシステムは（株）しんきん情報システムセンターに外部委託しており、各社から定期的に提出される「監査結果報告書」等を基に、モニタリングを実施することで、外部委託先の管理状況等について確認しております。また、補完システムをはじめとする当金庫サブシステムについては、「情報資産管理台帳」を基に、（公財）金融情報システムセンター（FISC）策定の安全管理基準に準じたシステムリスク管理及び情報セキュリティ管理を図っております。

その他のリスクについては、法務リスク（コンプライアンスリスク等）は、コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス研修の実施をはじめ、コンプライアンス事案に対する再発防止策の徹底とフォローを行い、全役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を行っております。また、お客様相談所の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護管理協議会設置による個人を中心とした顧客情報保護や情報セキュリティ態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。また、利益相反管理については、利益相反管理方針に基づいた態勢整備を行いお客様の利益保護に努めています。

その他、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、情報資産保護、マネロン・テロ資金供与、反社会的勢力対策についても各々方針を定め所管部が発生防止に向けた取組みを進めています。

リスクの計測については、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクについては、リスク管理委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

② オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測により把握し、毎月リスク管理委員会で評価・検討するとともに、運用状況に応じて経営会議等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式等に関しては、当金庫が定める「自己査定規程」等に基づいた適切な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

○貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	28,354	28,354	36,523	36,523
非上場株式等	8,806	—	11,806	—
合計	37,161	—	48,330	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	198	57
売却損	162	8
償却	—	20

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	3,464	11,040

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	130,117	142,594
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

自己資本の充実の状況等について

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債（預金、貸出金、投資有価証券等）の経済価値や、金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」を言います。

金利リスクについては、 ΔEVE （注1）および ΔNII （注2）を複数の金利シナリオに基づき算出しているほか、VaRなどの指標を併用して管理しております。

こうして把握する金利リスクの状況は、月次で開催するリスク管理委員会において評価するとともに、リスク削減手法を講じる必要性も検討しております。

（注1） ΔEVE …金利ショックに対する現在価値の減少額

（注2） ΔNII …金利ショックに対する期間収益の減少額

② 金利リスク算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII ならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	5.03年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	普通預金など満期の無い流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮していません。
内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼす可能性があります。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVE は、前事業年度末から若干増加しました。 なお、金利リスクの算定にかかる前提に変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の重要性テスト（ ΔEVE ／自己資本の額）の結果は基準値である自己資本の20%以内に収まっています。さらに、複数の指標によるモニタリング、ストレステストの実施、市場環境が急変した場合の対応策の検討等を定期的に実施するなど、適切にコントロールを行っております。

○当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項					
金利ショックに関する説明	金利リスクについては、VaR（過去一定期間における金利上昇幅に基づき将来発生し得る最大損失を確率的に算出する方法）に基づき月次でリスク量を計測し、信用リスクやその他のリスクとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本に対して許容可能な水準に収まるように管理しております。				
金利リスク計測の前提及びその意味	<p>○市場リスクのVaR (単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>25,054</td> <td>20,027</td> </tr> </table> <p>・VaR計測の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ①有価証券: 観測期間1年、信頼区間99%、保有期間2か月 ②預け金: 観測期間1年、信頼区間99%、保有期間6か月 ③貸出金・預積金等: 観測期間5年、信頼区間99%、保有期間1年 <p>なお、令和4年度末より、預貸金VaRの計測において、コア預金内部モデルを使用しております。 ※有価証券のVaRは、債券と株式・投資信託との相関を考慮しています。また、運用勘定、調達勘定のリスク量を相殺しております。</p>	令和4年度	令和5年度	25,054	20,027
令和4年度	令和5年度				
25,054	20,027				

○金利リスクの状況

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項目番号		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25,645	24,484	1,847	2,542
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	11,536	12,189	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	25,645	24,484	1,847	2,542
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	129,596		126,382	

(注) 1. 連結の金利リスク量については、当金庫の関連会社の資産及び負債が、総資産及び総負債に対して極めて小さいことから、単体と同じ数値としているため、単体のみを表示しております。

■当金庫及び連結子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

瀬戸信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、保証業務などの金融サービスを提供しております。

瀬戸信用金庫

国 内

本店のほか支店71店（うち出張所4店）

子会社…2社 せとしんリース株式会社 せとしん信用保証株式会社

○子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
せとしんリース株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	総合リース業務	昭和60.4.1	20百万円	100%	0%
せとしん信用保証株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	信用保証業務	昭和60.11.5	10百万円	100%	0%

(令和6年3月末現在)

■当金庫及び連結子会社の事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は2兆1,996億円、貸出金の期末残高は1兆1,319億円となりました。また、連結総資産は400億円減少の2兆5,321億円、連結純資産は94億円増加の1,246億円となりました。

収益の状況につきましては、連結経常利益は973百万円増加し、4,763百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は589百万円増加し、3,401百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、前期と同様の、12.54%となりました。

■連結子会社の事業概況

○せとしんリース 株式会社

項目		令和5年度
業績	当期末契約先数	476先
	期中新規契約件数	278件
	期中新規契約額	1,319百万円

項目		令和5年度
損益	売上高	1,078百万円
	経常利益	26百万円
	当期純利益	54百万円

・事業の概況

わが国経済は個人消費が持ち直し、好調な企業収益の下、設備投資も高水準で推移するなど、内需が穏やかに持ち直し、経済が自律的に循環する環境が整いました。海外ではわが国経済を下押しする要因が複数存在し、世界的物価上昇と金融引き締めが続いています。

当社は母体金庫の取引先企業を中心に営業活動を展開してまいりましたが、当期中のリース新規契約は、278件で前期比73件増加、新規契約額は1,319百万円で前期比400百万円の増加となりました。

損益面につきましては、営業収益（売上高）は、1,078百万円と前期比3百万円の増収となりました。

当期純利益は54百万円と前期比41百万円の増益となりました。

○せとしん信用保証 株式会社

項目		令和5年度
業績	期中新規保証取扱実績	280件
	期中新規保証取扱額	7,830百万円
	保証件数	9,876件
	保証残高	134,283百万円

項目		令和5年度
損益	売上高	183百万円
	経常利益	60百万円
	当期純利益	38百万円

・事業の概況

わが国経済は当面、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、賃金上昇率の高まりなどを背景としたマインドの改善などに支えられて、緩やかな増加を続けるものと思われます。東海地方の住宅投資においては、弱含みで推移する中、金融機関の住宅ローン獲得競争は厳しさを増しております。

こうした状況下、当社の当期中の新規保証取扱実績は、前期比11件の減少、取扱額では743百万円増加しました。

住宅ローン期末保証実績は、前期比244件の減少、保証残高は3,017百万円減少しました。

収益面につきましては、当期純利益38百万円を計上し、前期比34百万円の減益となりました。

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	24,720	22,078	22,961	22,455	22,333
連結経常利益	2,811	3,290	4,784	3,790	4,763
親会社株主に帰属する当期純利益	1,840	2,987	3,329	2,812	3,401
連結純資産額	123,389	132,270	127,007	115,168	124,665
連結総資産額	2,381,202	2,514,680	2,571,569	2,572,111	2,532,100
連結自己資本比率	12.72%	13.24%	12.76%	12.54%	12.54%

(注) 1. 連結自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

* 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	19,534	17,265
預け金	487,532	453,913
買入金銭債権	3,844	5,671
金銭の信託	2,400	—
有価証券	891,735	879,472
貸出金	1,124,961	1,131,962
外国為替	553	310
その他資産	15,106	19,120
有形固定資産	24,200	23,836
建物	7,655	7,325
土地	14,119	14,188
リース資産	443	476
建設仮勘定	70	—
その他の有形固定資産	1,911	1,845
無形固定資産	104	96
ソフトウェア	18	12
その他の無形固定資産	85	84
繰延税金資産	6,932	5,392
債務保証見返	511	437
貸倒引当金	△5,305	△5,378
うち個別貸倒引当金	△4,090	△4,330
資産の部合計	2,572,111	2,532,100

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	2,182,049	2,199,637
譲渡性預金	5,148	5,148
借用金	245,732	179,100
外国為替	0	4
その他負債	14,753	14,286
賞与引当金	937	933
役員賞与引当金	24	29
退職給付に係る負債	7,353	7,365
役員退職慰労引当金	198	217
睡眠預金払戻損失引当金	151	149
偶発損失引当金	80	124
債務保証	511	437
負債の部合計	2,456,942	2,407,435
(純資産の部)		
出資金	1,209	1,168
資本剰余金	1,078	1,078
利益剰余金	125,830	129,196
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	128,118	131,442
その他有価証券評価差額金	△12,949	△6,777
評価・換算差額等合計	△12,949	△6,777
純資産の部合計	115,168	124,665
負債及び純資産の部合計	2,572,111	2,532,100

■ 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
経常収益	22,455	22,333
資金運用収益	18,682	18,838
貸出金利息	10,225	10,094
預け金利息	492	480
有価証券利息配当金	7,730	8,025
その他の受入利息	234	238
役務取引等収益	2,395	2,370
その他業務収益	358	274
その他経常収益	1,017	850
経常費用	18,665	17,570
資金調達費用	376	536
預金利息	374	538
給付補償金繰入額	10	7
譲渡性預金利息	1	1
その他の支払利息	△10	△11
役務取引等費用	1,133	1,165
その他業務費用	11	348
経常費用	14,767	14,528
その他経常費用	2,376	991
その他の経常費用	1,002	850
経常利益	3,790	4,763
特別利益	214	0
固定資産処分益	214	0
特別損失	53	25
固定資産処分損	53	0
減損損失	—	25
税金等調整前当期純利益	3,950	4,737
法人税、住民税及び事業税	1,114	1,371
法人税等調整額	23	△35
法人税等合計	1,138	1,335
当期純利益	2,812	3,401
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,812	3,401

■ 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,078	1,078
資本剰余金増加高	—	—
その他	—	—
資本剰余金減少高	—	—
その他	—	—
資本剰余金期末残高	1,078	1,078
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	123,066	125,853
利益剰余金増加高	2,812	3,401
親会社株主に帰属する当期純利益	2,812	3,401
利益剰余金減少高	47	59
配当金	47	59
利益剰余金期末残高	125,830	129,196

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 信用金庫法開示債権

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
破産更生債権及びこれらに準する債権	5,018	5,620
危険債権	24,402	24,348
三月以上滞滯債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	92
小計(A)	29,421	30,060
正常債権(B)	1,096,793	1,105,627
総額と信残高(A)+(B)	1,126,214	1,135,688

(注)「破産更生債権及びこれらに準する債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。せどりん信用保証㈱についてはリース投資資産、転リース投資資産及び未収リース料並びに解約損害未収金を債権として計上しております。

■ 事業の種類別セグメント情報

当金庫及び連結子会社は信用金庫業務以外にリース業務、保証業務などを営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は掲載しておりません。

■ 連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額についても、全部純資産直入法により処理しております。
 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 8年～50年
 その他 4年～50年
 連結される子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
 5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、子会社のソフトウェアについては、連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 7. 「当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産・特別清算法等による経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債務額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
 (1) 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
 (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
 なお、貸出先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は381百万円であります。
 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒愈急債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引ております。
 9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期定基準によっております。また、数理計算上の差異の適用方法は次のとおりであります。
 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内での一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ異なる連結会計年度から損益処理
 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しております。
 当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合賃金厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の提出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近及び制度全体の提出等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
 年金資産の額 1,680,937百万円
 年金財政計算上の数理債務の額
 と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
 差引額 △89,255百万円
 (2) 制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛け金拠出割合（令和5年3月分） 1,237.3%
 (3) 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月力の元利均等定額償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該債権が充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
 12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。
 13. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えたため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 14. 個別損失引当金は、信託保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 15. 貸出金の一部につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する振当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうかを確認することで判定しております。
 16. 収益の計上方法
 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、代金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出手数料、外国為替手数料等の国外為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 17. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
 18. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

(1) 連結財務諸表に計上した金額
 貸倒引当金 5,378百万円

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
 (見積りの金額の算出方法)
 貸倒引当金の算定方法は、注記事項8に記載しております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をおいております。

②正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をおいております。

(翌年度の計算書類に与える影響)
 債務者区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む。）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

19. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
 20. 有形固定資産の減価償却累計額 25,802百万円
 21. 有形固定資産の圧縮記帳額 21百万円
 22. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機機器等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、当該債権又是一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他の資産）の未収利息、仮払金、債務保証引当、保証債務保証権、リース投資資産、転リース投資資産及び未収リース料並びに解約損害料未収等の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその他の有価証券（使用貸借又は貸賃借契約によるものに限る。）であります。
 破産更生債権及びこれに準する債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準する債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準する債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形引扱い、業種別委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れられた商業手形、荷付为替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,437百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
 有価証券 222,721百万円
 担保資産に応する債務

預 金 1,246百万円
 借用金 179,100百万円
 上記のほか、為替決済、手形交換等の担保として、預け金 71,000百万円、及び「その他の資産」の「その他の資産」として現金 23百万円を差れております。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 56百万円であります。

27. 借出 1口当たりの純資産額 53,360円 94銭
 28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。この一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価値の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

金融商品に関する金利リスク・為替リスクのヘッジ手段の一つとして、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
 ① 信用リスクの管理
 当金庫グループは、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか顧客部により行われます。また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関する規程において、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理体制で報告・協議を行っております。

② 市場リスクの管理
 (i) 金利リスクの管理
 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会にて報告しております。

(ii) 为替リスクの管理
 当金庫グループは為替の変動リスクに関して、持高管理をするとともに為替予約、通貨スワップ等を利用して、個別案件ごとの管理も行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で半期ごとの資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

連結財務諸表

また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出し金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借用金」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で20,027百万円であります。

なお、当金庫グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループはALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価等においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日ににおける連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（注2）参照。また、外国為替（資産・負債）は、短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	453,913	452,293	△1,619
(2) 買入金銭債権	5,671	5,656	△15
(3) その他有価証券	(*)1	879,260	879,260
(4) 貸出金	1,131,962		
貸倒引当金	△5,160		
	1,126,801	1,114,287	△12,514
金融資産計	2,465,647	2,451,497	△14,149
(1) 預金積金	2,199,637	2,200,163	525
(2) 譲渡性預金	5,148	5,150	1
(3) 借用金	179,100	179,100	—
金融負債計	2,383,886	2,384,414	527
デリバティブ取引	(*)3		
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	—
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	11	11	—

(*)1 その他の有価証券とは、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*)2 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*)3 その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取扱いは、当該デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は、取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証付預金債券は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から32.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等上額から貸倒引当金上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借用金

一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における為替相場により換算した評価差額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表上額は次のとおりで、金融商品の時価情報には含まれておらず、

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式（*1）	186
組合出資金（*2）	25
合計	212

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第24-16項に基づき、時価表示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価表示の対象とはしていません。

30. 令和6年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

その他有価証券

（単位：百万円）

種類	連結貸借対照表	取得原価	差額
連結貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	株式	20,658	12,388
	債券	134,894	133,960
	国債	16,628	16,526
	地方債	44,211	43,855
	社債	74,054	73,579
その他	その他	60,429	53,827
	小計	215,982	200,176
			15,806
連結貸借対照表上額が取得原価を超えないもの	株式	960	1,033
	債券	468,345	482,345
	国債	18,807	20,374
	地方債	74,197	78,197
	社債	375,340	383,773
その他	その他	193,972	205,129
	小計	663,277	688,508
			△25,231
合計	合計	879,260	888,684
			△9,424

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	130	1	8
債券	17,980	—	316
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	17,980	—	316
その他	1,088	56	—
合計	19,200	57	324

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することとしております。当連結会計年度における減損処理額は、株式20百万円であります。

減損処理にあたっては、時価のある有価証券について、当連結会計年度末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合は全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合において、当該下落が著しく下落に該当する場合には時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

33. 当座貸越契約及び貸付金によるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた際に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これからの契約に係る融資実行残高は74,859百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,990百万円あります。なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△7,021百万円
未積立退職給付債務	△7,021
未認識数理計算上の差異	△343
連結貸借対照表上額の純額	△7,365
退職給付に係る負債	△7,365

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 41 百万円

■ 連結損益計算書の注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 1,438 円 39 銭
3. 当金庫は、地区内の営業用店舗1件の土地建物について減損損失（25百万円）を特別損失として計上しております。当該営業用店舗は、収益性の低下等により資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。
4. なお、当金庫の店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグレーピングしております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
5. 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しております。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において重要な会計方針と合わせて注記しております。
6. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは金利がマイナスの取引を約定したこととに伴い、純額でマイナスになったことによるものです。

自己資本の充実の状況等について

■ 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	128,058	131,396
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,287	2,246
うち、利益剰余金の額	125,830	129,196
うち、外部流出予定額 (△)	59	46
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,215	1,048
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,215	1,048
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	129,274	132,445
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	104	96
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	96
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	104	96
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (口)] (ハ)	129,170	132,348
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	993,311	1,018,131
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△15,492	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△15,492	△14,063
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,413	37,147
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,029,725	1,055,278
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (二)]	12.54%	12.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況等について

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等である会社はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	993,311	39,732	1,018,131	40,725
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	901,525	36,061	914,597	36,583
①外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
②地方公共団体金融機関向け	909	36	908	36
③我が国の政府関係機関向け	1,752	70	1,558	62
④地方三公社向け	1,376	55	1,266	50
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,000	2,960	74,760	2,990
⑥法人等向け	382,186	15,287	383,378	15,335
⑦中小企業等向け及び個人向け	177,983	7,119	175,111	7,004
⑧抵当権付住宅ローン	16,124	644	19,083	763
⑨不動産取得等事業向け	102,192	4,087	102,896	4,115
⑩三月以上延滞等	302	12	214	8
⑪取立未済手形	105	4	184	7
⑫信用保証協会等による保証付	6,244	249	6,921	276
⑬出資等	21,208	848	21,801	872
出資等のエクスポージャー	21,208	848	21,801	872
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑭上記以外	116,939	4,677	126,311	5,052
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	69,664	2,786	72,309	2,892
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	12,463	498	19,219	768
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	34,811	1,392	34,782	1,391
2) 証券化エクspoージャー	3,970	158	4,293	171
STC要件適用分	—	—	—	—
証券化非STC要件適用分	3,970	158	4,293	171
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	103,236	4,129	113,292	4,531
ルック・スルー方式	103,236	4,129	113,292	4,531
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 15,492	△ 619	△ 14,063	△ 562
6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	72	2	9	0
7) 中央清算機関連携エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,413	1,456	37,147	1,485
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	1,029,725	41,189	1,055,278	42,211

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

4. オペレーションル・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤー及び証券化エクスポートジャーヤーを除く)

○信用リスクに関するエクスポートジャーヤー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポートジャーヤー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートジャーヤー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポートジャーヤー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	2,624,101	2,507,947	1,400,455	1,355,991	655,362	616,306	102	23	790	1,692
国外	98,924	104,685	88	—	98,414	104,382	—	—	—	—
地域別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	790	1,692
製造業	274,028	281,501	131,036	133,154	138,412	143,772	7	0	591	608
農業、林業	78	81	78	81	—	—	—	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	3,812	3,529	3,112	2,828	700	700	—	—	5	5
建設業	118,841	121,272	105,520	106,940	12,696	13,697	—	—	37	54
電気・ガス・熱供給・水道業	155,108	137,472	21,120	18,872	130,212	114,854	—	—	—	4
情報通信業	11,616	10,600	4,620	4,672	5,702	4,901	—	—	3	1
運輸業、郵便業	74,079	72,381	18,485	19,233	51,959	49,510	—	—	—	126
卸売業、小売業	127,040	132,647	107,246	105,475	19,050	26,439	27	1	75	857
金融業、保険業	484,148	494,653	46,169	47,838	157,976	163,800	67	21	—	—
不動産業	139,537	142,249	114,921	115,261	20,020	21,310	—	—	62	15
物品賃貸業	22,882	24,901	5,370	4,977	17,144	19,541	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	14,161	14,257	13,453	13,550	707	706	—	—	—	—
宿泊業	2,301	2,308	2,289	2,296	—	—	—	—	—	—
飲食業	13,910	13,130	13,310	13,130	599	—	—	—	1	0
生活関連サービス業、娯楽業	14,662	13,317	14,045	12,899	600	400	—	—	—	—
教育、学習支援業	2,852	3,523	2,852	3,423	—	100	—	—	—	—
医療、福祉	26,086	25,550	25,986	25,450	100	100	—	—	—	—
その他のサービス	36,581	36,052	35,090	35,060	1,396	899	—	—	3	2
国・地方公共団体等	922,366	800,860	510,879	460,332	196,496	159,953	—	—	—	—
個人	222,420	227,956	222,420	227,956	—	—	—	—	11	13
その他	56,508	54,382	2,534	2,552	—	—	—	—	—	—
業種別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	790	1,692
1年以下	395,244	320,969	137,684	137,162	94,823	75,140	102	23	—	—
1年超3年以下	264,017	278,229	61,609	57,096	134,119	130,562	—	—	—	—
3年超5年以下	262,277	291,999	67,722	69,935	182,925	176,961	—	—	—	—
5年超7年以下	184,385	220,281	60,312	120,827	119,772	97,454	—	—	—	—
7年超10年以下	358,067	334,486	253,253	207,996	102,814	119,490	—	—	—	—
10年超	678,221	669,794	543,400	538,215	115,820	115,579	—	—	—	—
期間の定めのないもの	580,807	496,867	276,560	224,758	3,500	5,500	—	—	—	—
その他	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーヤーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクスポートジャーヤーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートジャーヤーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	923	1,215	—	923	1,215
	令和5年度	1,215	1,048	—	1,215	1,048
個別貸倒引当金	令和4年度	3,368	4,090	360	3,008	4,090
	令和5年度	4,090	4,330	68	4,021	4,330
合 計		4,292	5,305	360	3,932	5,305
		5,305	5,378	68	5,237	5,378

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	813	859	1,070	813	813	859	—	—
農業、林業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	1	1	1	2	—	—
建設業	328	319	334	328	328	319	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	4	—	—	—	4	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	38	133	6	38	38	133	—	—
卸売業、小売業	1,121	1,125	188	1,121	1,121	1,125	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	257	251	254	257	257	251	—	—
物品賃貸業	22	91	19	22	22	91	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	1	—	—	—	1	—	—
宿泊業	1,176	1,148	1,174	1,176	1,176	1,148	—	—
飲食業	23	35	11	23	23	35	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	2	5	5	5	2	—	—
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	—	—
医療、福祉	2	4	2	2	2	4	—	—
その他のサービス	172	170	174	172	172	170	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	4	3	5	4	4	3	—	—
その他の	117	172	114	117	117	172	—	—
合 計	4,090	4,330	3,368	4,090	4,090	4,330	—	—

(注) 1. 当金庫及びその連結子会社等は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金、未収リース料等に対する個別貸倒引当金を記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	499	1,122,757	—	969,480
10%	—	89,071	—	93,915
20%	94,971	349,691	123,167	373,992
35%	—	38,404	—	45,817
50%	324,457	18,403	304,941	1,574
75%	—	232,413	—	234,724
100%	14,080	417,881	11,342	428,761
150%	—	146	—	118
250%	—	20,246	—	24,797
1250%	—	—	—	—
合 計	2,723,025	—	2,612,633	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・テリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート		8,521	7,757	31,923	29,102	—	—
①外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	1,000	1,000	—	—
②地方公共団体金融機関向け		—	—	3,419	917	—	—
③我が国の政府関係機関向け		—	—	7,629	4,896	—	—
④地方三公社向け		—	—	1,607	1,506	—	—
⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—	—	—
⑥法人等向け		4,378	3,897	887	376	—	—
⑦中小企業等向け及び個人向け		3,283	3,017	17,377	18,837	—	—
⑧抵当権付住宅ローン		—	—	—	1,567	—	—
⑨不動産取得等事業向け		859	842	—	—	—	—
⑩三月以上延滞等		—	—	1	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
グロス再構築コストの額	68	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派 生 商 品 取 引	102	23	102	23
外 国 為 替 関 連 取 引	102	23	102	23
合 計	102	23	102	23

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

自己資本の充実の状況等について

(6) 証券化工クスポートナーに関する事項

- **連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項)**
証券化工クスポートナーに関する事項はございません。

- **連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスポートナーに関する事項)**

○保有する証券化工クスポートナーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化工クスポートナー(再証券化工クスポートナーを除く)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートナーの額	11,565	—	11,712	—
法人向けローン	11,565	—	11,712	—

②再証券化工クスポートナーの保有はございません。

○保有する証券化工クスポートナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化工クスポートナー(再証券化工クスポートナーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポートナー残高		所要自己資本の額	
	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	9,865	—	9,211	—
50%～100%未満	1,700	—	2,500	—
合計	11,565	—	11,712	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポートナー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化工クスポートナーの保有はございません。

- **保有する再証券化工クスポートナーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項**

保有する再証券化工クスポートナーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) 出資等エクスポートナーに関する事項

○貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	28,354	28,354	36,523	36,523
非上場株式等	8,781	—	11,781	—
合計	37,136	—	48,305	—

○出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
売却益		198		57
売却損		162		8
償却		—		20

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
評価損益		3,464		11,040

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
ルック・スルー方式を適用するエクスポートナー		130,117		142,594
マンデート方式を適用するエクスポートナー		—		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー		—		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー		—		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートナー		—		—

(9) 金利リスクに関する事項

連結対象の子会社の金利リスクは僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識していることから単体のみ開示しております。

開示項目一覧

■ 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

■ 単体ベースの項目

	本編	資料編
●第132条第1項第1号 金庫の概況及び組織に関する事項		
イ 事業の組織	20	-
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	20	-
ハ 会計監査人の氏名又は名称	-	2
ニ 事務所の名称及び所在地	32	-
●第132条第1項第2号 金庫の主要な事業の内容	20	-
●第132条第1項第3号 金庫の主要な事業に関する事項	2~3	-
イ 直近の事業年度における事業の概況	2~3	-
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
(1) 経常収益	-	5
(2) 経常利益	-	5
(3) 当期純利益	-	5
(4) 出資総額及び出資総口数	-	5
(5) 純資産額	-	5
(6) 総資産額	-	5
(7) 預金積金残高	-	5
(8) 貸出金残高	-	5
(9) 有価証券残高	-	5
(10) 単体自己資本比率	-	5
(11) 出資に対する配当金	-	5
(12) 職員数	-	5
ハ 直近の2事業年度における事業の状況		
・主要な業務の状況を示す指標		
(1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	-	5
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支		
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	-	5
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	-	6
(5) 総資産経常利益率	-	5
(6) 総資産当期純利益率	-	5
・預金に関する指標		
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	-	6
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	-	6
・貸出金等に関する指標		
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	-	7
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	-	7
(3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	-	7
(4) 使途別の貸出金残高	-	7
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	-	7
(6) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	-	7
・有価証券に関する指標		
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高	-	8
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	-	8
(3) 有価証券の種類別の平均残高	-	8
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	-	8
●第132条第1項第4号 金庫の事業の運営に関する事項		
イ リスク管理の体制	16	-
ロ 法令遵守の体制	15	-
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11~14	-
ニ 金融ADR制度への対応	19	-

本編	資料編	
●第132条第1項第5号 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
イ 貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書	-	1~4
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び		
(1)から(4)までに掲げるものの合計額	25	-
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
(2)危険債権		
(3)三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
(4)貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
(5)正常債権		
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	-	12~19
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1)有価証券	-	9
(2)金銭の信託	-	9
(3)第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	-	10
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	-	7
ハ 貸出金償却の額	-	7
ト 会計監査人の監査を受けている旨	-	2
●第132条第1項第6号 報酬等に関する事項		
金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	-	11
●連続ベースの項目		
●第133条第1号 金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	-	20
ロ 金庫の子会社等に関する事項		
(1)名称	-	20
(2)主たる営業所又は事務所の所在地	-	20
(3)資本金又は出資金	-	20
(4)事業の内容	-	20
(5)設立年月日	-	20
(6)金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	-	20
(7)金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	-	20
●第133条第2号 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
イ 直近の事業年度における事業の概況	-	20
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標		
(1) 経常収益	-	20
(2) 経常利益	-	20
(3) 親会社株主に帰属する当期純利益	-	20
(4) 純資産額	-	20
(5) 総資産額	-	20
(6) 連結自己資本比率	-	20
●第133条第3号 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	-	21~23
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び		
(1)から(4)までに掲げるものの合計額	-	21
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
(2)危険債権		
(3)三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
(4)貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
(5)正常債権		
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	-	24~29
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	-	21

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

●第7条 資産の査定の公表

25 -

瀬戸信用金庫
オリジナルキャラクター



愛知県瀬戸市東横山町119番地の1
TEL(0561)82-3141
ホームページ <https://www.setoshin.co.jp>



せとくにゃん